

日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に関する  
取扱要綱

平成19年4月 1日  
要綱 第6号

(目的)

第1条 この取扱要綱は、日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則（平成17年日進市規則第64号。以下「規則」という。）第8条に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 線路敷地等その他これらに類するもの その土地を道路形状にできない土地をいう。
- (2) 対側地 建築行為等敷地に接する後退道路の対側地
- (3) 認定道路 道路法第8条第1項に基づく市道

(道路中心線の設定)

第3条 市長は、官民境界査定により後退道路の道路境界の確定に至ったときは、その道路の中心線測量を行い、管理するものとする。ただし、道路中心線の設定の必要がない場合及び対側地の同意に至らない場合、その他特別な事情がある場合はこれによらない。

(後退線の設定)

第4条 後退線の設定については、次の各号による。

- (1) 対側地も含めた道路境界の確定に至ったときは、道路の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
- (2) 対側地が、がけ地、川、水路、線路敷地等その他これらに類するもの場合は、その後退道路の端から4メートル後退したところを後退線とする。
- (3) 官民境界査定で対側地の境界確定まで至らなかった、又は過去に建築敷地の官民境界査定で境界確定を行っているが、対側地の確認がなかった場合については以下により取り扱う。
  - ア 認定道路については、その認定幅員の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
  - イ 認定道路でない後退道路で測量図があれば、その測量図に基づく道路の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
  - ウ 過去の官民査定の確定図に道路幅員が書き込まれているものについては、その幅員の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
  - エ 測量図等資料のないものについては、暫定措置として建築行為等敷地の道路境界から1.1メートル後退したところを後退線とする。

- (4) 建築行為等敷地と後退道路の間に1メートル未満の水路用地が存在する場合は、後退道路の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
- (5) 対側地において過去に後退用地の寄附を受けている場合は、寄附前の後退道路の中心から2メートル後退したところを後退線とする。
- (6) 建築行為等敷地に接する後退道路の延長上で、一部後退道路の取り扱いに該当しない部分においては、後退道路と同様に取り扱う。

(後退杭の支給)

第5条 市長は後退用地の所有者等が、規則第6条の規定に基づく後退杭を設置する場合、後退杭支給申請書(第1号様式)の提出により支給するものとする。

- 2 後退用地の所有者等は、後退杭設置後直ちに後退杭設置完了届(第2号様式)を提出しなければならない。

(後退用地に関する寄附の基準)

第6条 市長は、後退用地のうち、次の各号に該当するものについては寄附受納することができない。

- (1) 建築物等が存在する用地
- (2) 隣接地及び道路対側地の境界の承諾が得られていない用地
- (3) 抵当権等の権利が存在する用地
- (4) 公共性が認められない用地

- 2 後退用地の所有者等は、後退用地に関する寄附を行う場合、後退用地寄附採納申請書(第3号様式)を提出するものとする。

(後退用地整備協議)

第7条 市長と所有者等は、規則第7条第1項に基づく後退用地の整備については、後退用地整備協議書(第4号様式)により協議するものとする。

(受理書)

第8条 市長は、前条の協議に基づく道路施設については、受理書(第5号様式)の発行をもって道路管理の引継ぎとする。

(道路後退用地台帳)

第9条 市長は、寄附受納した後退用地を道路後退用地台帳(第6号様式)として備えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

日 進 市 長 あて

申請者

住所

氏名

印

後 退 杭 支 給 申 請 書

日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則第6条に基づく後退杭の設置を、下記のとおり行いますので、後退杭の支給を申請します。

記

1. 後退杭を使用する所在地
2. 後退杭設置箇所図
3. 後退用地面積
4. 支給本数

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

日進市長 へ

後退用地の所有者等

住 所

氏 名

印

後 退 杭 設 置 完 了 届

日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則第6条に基づき下記のとおり後退杭を設置しましたので報告します。

記

1. 後退杭を設置した所在地
2. 設置箇所図
3. 設置箇所の写真（設置杭及び全景写真）

第3号様式（第6号様式）

年 月 日

日進市長 へ

申請者  
住所  
氏名

印

後退用地寄附採納申請書

日進市開発等事業に関する手続条例に係る後退道路の基準規則に基づく後退用地の寄附採納を申請します。

記

1. 後退用地の所在地

2. 地積・地目

3. 添付資料

所有権移転登記承諾書・印鑑証明・資格証明・土地登記簿・位置図・公図・地積測量図

第4号様式（第7条関係）

後退用地整備協議書

年 月 日

甲

印

乙 日進市蟹甲町池下268番地  
道路管理者  
日進市長

印

下記後退道路部分整備について、  
とし、甲乙間において、下記のとおり協議する。

を甲とし、日進市を乙

記

1. 後退用地整備箇所

2. 後退用地の整備事項及び整備範囲

別添のとおり

3. 整備期日

年 月 日から 年 月 日

4. 施工者

5. その他

第5号様式（第8条関係）

年 月 日 号

様

日進市長

印

受 理 書

年 月 日付けで協議のありました道路施設については、下記のとおり  
受理いたします。

記

1. 受理の条件